

今日における中国法の課題と展望 企業法制および金融法制度を中心に

華東政法学院院長 何 勤華

名古屋大学大学院法学研究科専任講師 虞 建新（訳）

目 次

- はじめに
- 一 近代以来の中国法発展の概況
- 二 近年における中国立法の概説：企業法制および金融法制度を中心に
- 三 今日における中国法の課題と展望 企業法制および金融法制度を中心に
- おわりに 中国法発展の展望

はじめに

中国は、世界古代文明の優れた代表の一つとして、大昔から法律を有していた。皇帝時代に既に「皋陶が法を制定した」という。確実な記録によれば、遅くとも紀元前 536 年に、中国は成文法を公布していた。李 によって制定された「法経」から「唐律疏議」にかけての時期において、中国法は一つの発展のピークを迎えた。そして唐明律がアジア周辺の国々に伝えられることによって、穂積陳重先生が指摘するところの五大法系の一つである支那法系（中華法系）が形成された。

近世以来、西側の列強の侵入を前にして、中国と日本はともに、生き残るために苦戦苦闘の使命を背負わされた。中国の方が日本より先に西洋列強の侵入を受けたため（1840 年）、中国は、日本よりも先に西洋から優れた近代的な法制度を学び始めた¹。しかし、中国は、近代西洋型の法制改革の開始が日本より 30 年も遅れた（1901 年に光緒による「新政上諭」が公布された。これに対して日本では 1868 年に明治維新があった）、日本では、1907 年、近代における主たる法典として、「刑典」が最後に公布・施行され、そして 1911 年に不平等条約の体制からの脱却に成功するのにもなって、近代西洋型の法制改革が順調に完成した。これに対して、中国における法整備の近代化は極めて曲がりくねった道のりを辿ってきた。

一 近代以来の中国法発展の概況

20世紀の初めに清政府は、日本学者の岡田朝太郎、松岡義正、志田鉦太郎の支援のもとで、近代西洋型の法典を相次いで起草・制定した²。しかし、清朝が倒れるまでの間、「大清新刑律」を除けば、それらの法典は、正式に施行されるに至らなかった。中華民国に入ると、国民党政府が六法全書を制定し、近代西洋型の法体系の基礎を築き上げた。1949年に成立をみた中国共産党政権は、国民党政府に制定された六法全書を廃止し、旧ソ連の法体系を全面的に受け入れた、新しい中国の社会主義法体系を構築し始めた。しかし、この社会主義法体系のプロセスは、1957年に起こった「反右派運動」、および1966年に始まった「文化大革命」によって、容赦なく中断された。

1977年以後、社会政治および経済の秩序が回復され、とりわけ鄧小平を代表とする中国共産党中央委員会によって打ち出された改革開放の政策が実施されるのにもなって、中国は法整備を漸く正常な発展軌道に乗せることとなり、改めて西側から学び始めた。1979年から1993年にかけて、「憲法」³（1982年制定、1988年、1993年、1999年改正）をはじめ、「刑法」（1979年制定、1997年、1999年改正）、「民法通則」（1986年）等の法律が相次いで制定され、これによって中国の社会主義法体系の枠組みの第一歩が踏み出された。

この時期において制定されたその他の主な法律は、以下の通りである。「経済契約法」（1981年制定、1993年改正、1999年に統一「契約法」に統合された）、「婚姻法」（1980年）、「相続法」（1985年）、「商標法」（1982年制定、1993年改正）、「特許法」（1984年制定、1992年、2000年改正）、「著作権法」（1990年）、「全人民所有制工業企業法」（1988年）、「中外合弁経営企業法」（1979年制定、1990年改正）、「中外合作経営企業法」（1988年）、「外資企業法」（1986年）、「企業破産法（試行）」（1986年）、「海商法」（1992年）、「製造物責任法」（1993年制定、2000年改正）、「会計法」（1985年制定、1993年、1999年改正）、「環境保護法」（1989年）、「刑事訴訟法」（1979年制定、1996年改正）、「民事訴訟法」（1991年）、「行政訴訟法」（1989年）等々である。

1993年以後、中国の経済体制が転換され、中国独特の社会主義市場経済体制の樹立が打ち出されたのにもなって、1993年に行われた二回目の憲法改正を契機に、中国の法整備は、歴史的に新たな発展期を迎えた。第八期全国人民代表大会およびその常務委員会は、その任期内に（1993年 - 1998年）立法作業を急ぎ、社会主義市場経済体制に対応するための法律を数多く制定し、中国独特の社会主義法体系を構築するための基礎を築き上げた⁴。第八期全国人民代表大会第一回会議で採択された憲法改正案には、“わが国は社会主義初級段階にある”、“中国独特の社会主義の

理論を構築する”、“改革開放を堅持する”といった文言が明記されている。また、“国家は社会主義市場経済を実行する”、“国家は経済立法を強化し、マクロコントロールを改善する”などといった内容が盛り込まれた。これらは、社会主義市場経済の発展に際しての憲法上の根拠を提供した。第八期全国人民代表大会は、これらの規定を根拠に、市場経済体制の要請に応じるために、社会主義市場経済法体系の枠組みを構築した。

市場における主体を規制する側面にあつては、「会社法」(1993年制定、1999年改正)をはじめ、「組合企業法」(1997年)、「商業銀行法」(1995年)などが制定された。これらの法律は、企業の所有形態ではなく、企業の責任態様にしたがって市場主体を規制したため、それ以前とは異なつて、所有形態の異なる企業間で競争が公平に行われるための法的環境が整えられた。市場運営規則の確立や市場運営秩序の維持に関する面においては、「担保法」(1995年)、「手形法」(1995年)、「保険法」(1995年)、「競売法」(1996年)、「都市不動産管理法」(1994年)、「不当競争禁止法」(1993年)、「消費者権益保護法」(1993年)、「広告法」(1994年)、「仲裁法」(1994年)などの法律が制定された。ほかに、「経済契約法」(1993年)、「会計法」(1993年)などの法律に関して、改正が行われた。これらの法律は、市場経済体制を運営するに当たって公正、公平、公開および効率の原則を貫いたため、統一、かつ開放的な市場を形成する上で有意義であると認められる。

一方、マクロコントロールを改善する側面においては、「中国人民銀行法」(1995年)、「價格法」(1997年)、「予算法」(1994年)、「会計審査法」(1994年)などの法律が制定された。また、「個人所得税法」(1993年)、「統計法」(1996年)などの法律につき、改正が行われた。これらの法律は、財政金融などの分野における国の改革の成果を法制化し、政府の经济管理機能を強化し、マクロコントロールを改善し、健全な国民経済の運営を保障するための法的な根拠を提供した。なお、社会保障制度を樹立する側面においては、「労働法」などの法律が制定された。そのほか、対外開放を実施し、基礎産業および基幹産業を振興する側面においては、「対外貿易法」(1994年)、「農業法」(1993年)などの法律が制定された。これらの法律によって、社会主義市場経済体制に対応する法体系の枠組みが作り上げられ、社会主義市場経済の育成および発展のために重要な法的環境が整えられた⁵。第八期全国人民代表大会は、「刑事訴訟法」(1996年)、「刑法」(1997年)を改正し、「公認会計士法」(1993年)、「行政処罰法」(1996年)、「行政監察法」(1997年)、「国家賠償法」(1994年)を制定することによって、法体系の内容を充実させ、中国法の近代化および民主化を進展させると同時に、上記のような法律を実施するために良好な法的環境を整えた。たとえば、1997年に行なわれた「刑法」の改正は、章を設けて計92条をもって社会主義市場経済の秩序を破壊する罪を定め⁶、市場経済の秩序を維持する上で重要な役割を果たしている。

二 近年における中国立法の概説：企業法制および金融法制度を中心に

第九期全国人民代表大会およびその常務委員会は、1998年よりその任期が始まったのであるが、それ以来の約2年の間に、法律や法律問題に関する決定をすでに57件採択した。全体を通して見ると、今日における中国の政治、経済および社会などの面において、「従う法律がある」という状況が基本的に形成され、憲法を中心とした中国独特の社会主義法体系の枠組みが構築されつつある。第九期全国人民代表大会およびその常務委員会の任務は、さらに立法作業を強化し、立法のレベルを高め、5年間の立法計画の目標を達成して中国独特の社会主義法体系の枠組みの第一歩を踏み出し、2010年までにその法体系の枠組みが形成されるよう、しっかりとした基礎を築き上げることである⁷。

全国人民代表大会常務委員会委員長の李鵬が指摘したように、第九期全国人民代表大会は、民商事に関する経済立法を最優先の課題とした原則を貫き、社会主義市場経済体制に対応する法体系を構築するために、社会主義市場経済の運営に必要な立法を急いでいる。まず、市場経済における財産関係、信用関係および契約関係を規制する法律の立法、特に物権法の起草を急ぎ、その任期中に何とか民法典を公布できるようにと、努力を重ねている。次いで、国全体の統一、かつ公平な競争市場制度および金融活動を規制するために、国有資産管理法のほか、独占禁止法などの法律や法令を制定することを予定している⁸。

もっとも、民法典の起草は、最近着手されたものでない⁹。1986年に「民法通則」が公布された後、国の立法機関によって正式な立法計画に組み入れられてきた。そのため、中華人民共和国民法典を制定することは、第九期全国人民代表大会およびその常務委員会の主な任務となっている。1999年には統一「契約法」が公布されたが、これは、これまで「経済契約法」(1981年制定、1993年改正)、「涉外経済契約法」(1985年)、「技術契約法」(1987年)の三つの契約法において内容が重複し、契約法体系が二元化していたという問題を解決した。立法機関は将来、民法典の債権編に相当するものとして、統一「契約法」をそのまま民法典に組み込むことを予定している。立法計画においては、「民法典」は、「民法通則」や現行の民事関連法規をもとに制定される¹⁰。将来、民法典は以下のように構成されることになる。すなわち、民法典の総則編が「民法通則」の第一章、第二章、第三章、第四章、第七章および第九章の内容をもとに構成される。現在起草中の物権法をもとに、「民法通則」の第五章第一節および「担保法」の規定を合わせながら、民法典の物権編が構成される。「民法通則」の第五章第二節、第六章および契約法をもとに、民法典の債権編(債権総則、契約および不法行為)が構成される。「民法通則」の第五章第四節、婚姻法および養

子（原語：収養）法をもとに、民法典の親族編が構成される¹¹。「民法通則」の第76条および現行の「相続法」をもとに、民法典の相続編が構成される。知的財産権、および「民法通則」の第8章（国際私法に関する規範）は、将来は民法典から独立させ、単行法とする。

この3年間、全国人民代表大会およびその常務委員会は、公法および訴訟手続法の分野において、「憲法修正案」（1999年）「行政不服申立法」（1999年）「公益事業寄贈法」（1999年）「刑法修正案」（1999年）「海事訴訟特別手続法」（1999年）「立法法」（2000年）などを相次いで制定した。これらの法律や法律改正案が採択されたことは、中国法、中国社会の近代化および民主化を推進する上で重要な役割を果たした。

企業法制および金融法制に関しては、第九期全国人民代表大会およびその常務委員会は「証券法」（1998年）「個人独資企業法」（1999年）「会計法（改正案）」（1999年）「会社法（改正案）」（1999年）などの法律を採択した。その他、第九期全国人民代表大会およびその常務委員会は、「入札開札法」（1999年）「個人所得税法（改正案）」（1999年）「製造物責任法（改正案）」（2000年）「特許法（改正案）」（2000年）などを制定した。以下では、その内容を簡単に述べる。

「証券法」----1998年12月29日に採択された「中華人民共和国証券法」は、計214条からなる。総則（第1条 - 第9条）証券発行（第10条 - 第29条）証券取引（第30条 - 第77条）¹²、上場会社の買付け（第78条 - 第94条）証券取引所（第95条 - 第116条）証券会社（第117条 - 第145条）証券登記結算機構（第146条 - 第156条）証券取引サービス機構（第157条 - 第161条）証券業協会（第162条 - 第165条）証券監督管理機構（第166条 - 第174条）法律責任（第175条 - 第210条）および付則（第211条 - 第214条）の12の章から構成されている。

「証券法」は、起草が始まってから6年間にわたり、数十回の修正を経て漸く採択されるに至った。「証券法」は、公布された後、実務家や学者から様々な評価を受けている。「証券法」の主な役目は、証券投資の長期的予想を構築するところであり、それゆえ、「証券法」が公布されることによって、証券市場における過度の投機が抑制され、投資者の利益が真に保護され、金融リスクが解消されることが期待できると「証券法」を積極的に評価する見解もある¹³。一方、「証券法」を厳しく批判しているものもある。それらの見解は主として以下の点に集中している。すなわち、証券法が有する途上の特質が顕著である。証券の発行上場審査制度に関しては、「証券法」に定められた“確認認可制”と“審査認可制”の間には実質的な相違点がない。証券取引所に関する規定内容は、簡単でも明確でもない。証券法は証券取引所以外の場所における取引に言及せず、回避している。上場会社の公開買付けの手續に関する規定は実行性に欠けている。証券監督管理機構の法的位置付けはもっと明確にすべきである。国家株および国有法人株の譲渡問題に言及せ

ず、回避している。証券会社に対して違法な融資行為を禁止するだけで、証券会社の適法な融資ルートを設定していない。証券監督管理機構に対して幅広く権限を授与しているが、その権限の行使に対する監督牽制のメカニズムが欠けているため、「証券法」は“行政集権”的な法律である。中小投資者の利益保護が不十分である。証券業協会の位置付けなど基本的なことについて規定されていない。民事責任制度が設けられていない。証券会社についての分類が適正ではない（訳者注：証券会社に関する認定基準があまり適正でないということの意味していると思われる）。利益相反取引（原語：関連取引）およびA株、B株（人民元特殊株）の統合について言及していない。証券業に従事している人員の株式の保有・売買を禁止する規定は国際慣習に合致していない。公開買付けを奨励する制度設計と公開買付けの立法目的、目的と基本原則は均衡がとれていない¹⁴。

これらの諸問題が残されているとはいえ、「証券法」は中国の証券市場を発展させる上で有意義であるし、「証券法」が公布されたことは、中国の証券市場発展の段階において極めて重要なステップであるに違いない。中国の市場経済化が進みつつある一つの段階における法律であること、および中国の実際の状況を考慮してみれば、「証券法」が具体的な状況に基づいて禁止規定を設けたり、言及せずに回避する方法をとっていることは理解しがたいことではない。

「証券法」は、主として証券流通市場について多くの規定を設けている。証券の発行市場および証券行政監督管理に関しては、「会社法」に多くの規定が置かれているため、証券法はそれほど多くの規定を設けているわけでない。それゆえに、「証券法」が公布された後、「証券法」の実施と深く関連してくる「会社法」の改正が、緊急の課題となっている。1999年に改正された「会社法」は、これらの問題に言及していない。その他、「証券法」が公布された後、「先物取引法」の制定が緊急の課題となっている¹⁵。

「個人独資企業法」----1999年8月30日に採択された「個人独資企業法」は、計48条からなる。総則（第1条 - 第7条） 設立（第8条 - 第15条） 投資者および事務管理（第16条 - 第25条） 解散および清算（第26条 - 第32条） 法律責任（第33条 - 第46条） および付則（第47条 - 第48条）の六つの章から構成されている。

「個人独資企業法」は、1993年公布の「会社法」がきっかけとなったところの、投資方式および責任態様を基準に企業法制を構築するという法整備の原則に基づいて制定されたものである。改革開放が行われて以来、中国の個人投資企業が成長しつつあり、それらの企業の多くは単独出資の形態を多く採用している¹⁶。「個人独資企業法」は、このような現実に合わせて制定されたのである。

「個人独資企業法」は、公布された後も、中国の法学界において議論の対象とならなかった。

学者は皆“ワンマン会社”、“株式会社企業”および“中小企業法”に目を向けている¹⁷。

「会社法」(修正案)----「会社法」が施行されて以来、多くの問題点が生じたのにもなって、「会社法」の改正を求める声次第に高まってきた。今回の改正は、時期的にはまさに行われるべきものであったといえようが、少々性急さの感じられるものであった。「証券法」、「契約法」、「刑法」等の法律の制定や改正のプロセスを見ればいずれも、立法過程において、草案および改正案の起草にあたり法律専門家の参加はもちろんのこと、各界から幅広く意見が求められた。これは、重要な法律の制定および改正が行われる際にはいかなる場合にも、例外なく必ず経るべきプロセスである。また、一つの法律を制定するには時間が長くなるものであり、法律案が採択されるまで、多くの場合3年から5年はかかる。ところが、これまでの慣例に従って言えば、今回の「会社法」の改正は極めて速やかに、かつ“密かに”行われた。また、「会社法」が改正されること自体は人々の期待に沿うものであったが、改正された内容は、人々の期待を大きく裏切った。今回の改正が行われてから3ヶ月しか経過していないのに、全国人民代表大会常務委員会委員長の李鵬は、“国有企業制度の改革および発展に対応するために、会社法の改正についてさらに検討する”と指摘している¹⁸。

内容的に見れば、今回の「会社法」の改正案は僅か2条からなる。第1条は、国有独資有限会社の監査役会に関するものであり、会社の外部から監査役が派遣されるべきこと、すなわちいわゆる社外監査役を派遣すべきことが明確化された。第2条は、ハイテク産業における株式会社の株式上場に関して、会社の発起人が工業所有権および非特許技術をもって出資する金額が会社の登録資本に占める割合、および会社の新株発行および株式の上場申請に関わる条件について、若干の緩和をするものであった¹⁹。

しかしながら、今回の会社法の改正は、人々の関心を集めてきた問題に関しては、まったく触れていない。たとえば、会社の登録資本制度、株主派生訴訟制度、関連会社、持株会社、大株主の権利制限などの問題である。そのため、ここ数年来、「会社法」の改正は中国の学者から最も注目を集めている問題点の一つであるにもかかわらず、今回の改正は、学者から十分な関心を得られていない。「会社法」の改正は今後も依然として、中国法において関心が寄せられる問題点の一つになると言えよう。

「会計法」(修正案)----今回の改正は、1993年12月に行なわれた改正に次ぐ、2回目のものである。この改正にあたっては、これまでの経験の総括が行われ、諸外国の立法経験や慣習等が参考にされ、幅広く意見が求められた。改正が行われた際には、国内の各界からの意見が求められたのみならず、海外の著名な会計事務所の専門家が招かれ、助言が求められた。その結果、「会

計法」は全面的に改正され、「会計年度」に関する条文を除けば、ほとんどの条文が改正された。条文の構成から見れば、「会計法」条文数が30条から52条に増えた。改正内容は、まず改正後の「会計法」は、会計計算、会計記帳などの基本制度や規則を補足し、改善した。会計事務、特に会計記録の真実性および完全性（原語：完整性）につき会計主体（単位）の責任制度を強化し、会計業に従事する人員の資格管理を強化した。同時に、会計活動に対する監督や制約を強化し、違法行為に対する処罰を厳しくした。内容的には、今回の改正は、以下の四つの部分に重点が置いて行われた。すなわち、会計記録の真実性および完全性を確保する。記帳の基本原則を確立して、法律に従って会計計算を行うことを保障し、“会社、企業の会計計算に関する特別規定”の章を新たに設けた。会計監督を改善し、強化し、かつ“会計監督”の章に対して改正や補足を加えた。違法行為に対する処罰を厳しくするため、“法的責任”の章を大きく改正し、補足を加えた。

「会計法」の改正は、学者から肯定的な評価を受けている。学者は、改正後の「会計法」は、会計管理に対する社会主義市場経済発展の要請に十分対応しえたため、改正前の「会計法」に比べれば、いくつかの問題につき重大な解決を実現することができたと評価している²⁰。

中国では、これまで長い間、会計制度は経済学の範疇に入っていると考えられてきたので、法学界は会計制度の重要性を正しく認識できなかった。このため、「会計法」が改正された後も、中国の法学界において「会計法」に対する関心はそれほど大きくない。企業会計制度が企業および企業の金融活動に重要な影響を及ぼしていることに鑑み、中国の法学界は企業会計制度に対してもっと関心を寄せるべきであろう。

三 今日における中国法の課題と展望 企業法制および金融法制度を中心に

（一）個々の法律の解説

中国は、2010年までに中国独特の社会主義法体系を構築し、相当程度整備することを目指している。その目標を達成するための中国の立法作業は相当に厳しいものである。第九期全国人民代表大会およびその常務委員会は、その任期が2003年3月までであり、その任期が満了するまでに「中華人民共和国民法典」を公布することは決して容易なことではない。企業および金融に関する法整備について言えば、いくつかの法律の制定および改正は、かなり早い時期から立法の提案がなされたが、なかなか公布されるに至らなかった。たとえば「独占禁止法」、「先物取引法」、「株

式合作制企業法」、「金融監督管理法」などの法律の制定や「会社法」や「破産法」などの法律（「民事訴訟法」の第9章である“企業法人破産債務返済手順”）の改正がそれである。今後しばらくの間に、上記のような法律を制定し、改正することは、中国の企業および金融の法整備の主要な課題となっている。以下では、「会社法」や「破産法」の改正および「独占禁止法」、「金融監督管理法」の制定の状況について、簡単に触れることにする。

1. 「破産法」の改正

中国では、企業破産に関する法律規定としては、1986年に公布された「中華人民共和國企業破産法（試行）」¹、1991年11月に最高人民法院が通過した「『企業破産法（試行）』の施行に関する若干問題の意見」、「中華人民共和國民事訴訟法」の第九章である“企業法人破産債務返済手順”がある。これらの法律規定は、中国で学者がいうところの“法に従った破産”の法的根拠となっている。その一方、政府レベルにおいては、「若干の都市における国有企業破産の試行問題に関する通知」（1994年）、「若干の都市における国有企業合併破産および従業員再就職の試行問題に関する補足通知」（1997年）が國務院によって公布された。これらは、中国で学者がいうところの“行政規範に従った破産”を行う根拠となっている。しかし、上記の二つの行政規定は、「立法越権」や現行法規定との衝突および規定の内容が合理的ではないといった問題があると、学者によって指摘されている²¹。したがって、今日における中国の破産実務においては、なによりもまず二つの制度が存在することによって生じた矛盾および混乱を解消しなければならない。これらの矛盾や混乱は、うまく解消されなければ、わが国の破産制度の樹立および実施に嚴重な影響を及ぼしかねない。

これらの矛盾や混乱を解消する方策は、社会主義計画経済時代に「単位社会」から生まれ今なお残留している問題をいかに解決するか、に求められる。すなわち、中国では、保険会社による社会保障システムが完全に作られていないという状況のもとで、破産企業の従業員をいかに配置するかが問題である。このような事情があつてこそ、1993年以来、破産法の改正案が出されたにもかかわらず、結局のところ、採択されるには至らなかった。全国人民代表大会財政經濟委員会が指摘したように、“社会保険に関する法律の制定に連動しているゆえに、新たな破産法が制定されるまでなお時間がかかるであろう”²²。

「破産法」の改正におけるもう一つの注目点は、破産実務における行政介入の問題である。現在の中国の破産実務において、債務者である国有企業が企業の破産申請を行う際に企業の行政主管部門の許可を得ることは言うまでもない。たとえ国有企業が債権者であったとしても、企業の破産申請を行う際に同様に行政主管部門の許可を得て、または黙示的承認を得ることが必要であ

る。破産企業の財産が競売にかけられて、財産分配が行われる際に、行政部門はその意思および要求を実現させるため、さまざまなルートを通じて介入する。特に破産企業従業員の再配置の過程において政府が果たす役割は、最も大きい(前述の“行政規範に従った破産”そのものである)²³。このように、行政部門が企業破産に過度に介入したため、企業の債権債務整理の泥沼に陥ってしまった。このような状況は、1993年以来、社会主義市場経済体制の樹立に対応するために行われてきた政府の果たすべき職能転換の方針に背く。しかし、現在の中国の状況のもとでは、行政裁量を完全に排除した破産制度を構築することも、非現実的である。したがって、企業破産において行政裁量をいかに適切な限度にとどめるかというような具体的な方法を考え出すことが、今日における中国の破産法改正の課題の一つである。

なお、中国の法学界は、破産法の適用範囲を従来の国有企業から中国の国内に設立された企業のすべてまで拡大したことに対しては、それほど異議を出してはいない。しかし、中国では、個人の破産制度を樹立することが必要であるかをめぐって、見解が分かれている。中国の学者は、専門化および市場化された清算組織の設置、破産更生(原語:「重整」)制度、破産詐欺懲罰制度、破産手続における司法監督メカニズム、破産管理人制度、追加分配制度、債権者利益保護メカニズム等の問題に関して検討を行ってきた。しかしこれらの著書や論文は、破産実務についてきめの細かい調査や分析に欠けている。これこそが、今日における中国破産法研究において、研究方法論上、最大の課題である。

2. 「会社法」の改正

1999年12月に行われた「会社法」の改正およびそれに対する評価については、前述した通りである。今回の改正は、実務の側からの「会社法」の改正を強く求める要請には、ほとんど対応していない。したがって、現行会社法の施行および「会社法」の改正に関する研究は、今後しばらく、中国法における主要課題の一つである。

ここ数年来、株式会社における株主利益をめぐる訴訟が増え続けている。たとえば、上海延中飲料水有限会社が、上海延中実業株式有限会社、上海碧純貿易発展有限会社、上海新延中飲料水会社を相手とする訴訟事件²⁴、勝利(会社名)株式をめぐる争い、君安投資発展有限会社が申華実業株式有限会社を訴えた事件などの著名な事件がある。このような訴訟が増えることに伴って、「会社法」はこれまでになかった試練を受けている。なかで、「会社法」はこれまででない試練を受けている。これらの訴訟が相次いで起こされることによって、中小株主利益の保護、株式会社における企業統治の問題が中国の会社制度の焦点として浮かび上がってきた。

たとえば、株主の権利をめぐる「勝利」(会社名)の訴訟事件は、会社法に対して普遍的な意義

をもつ次のような重大な問題を提起した。すなわち、いかなる利用可能な方法をとれば、少数株主の利益を確実に保護し、彼らの会社の経営陣への監督管理に参加する積極性を引き出すことができるのか。投資者による上場会社に対する監督をいかにすれば強化できるか。上場会社のコーポレート・ガバナンス、いわゆる企業統治構造をいかに改善すれば、中国なりの職業経営陣を形成させることができるか²⁵。しかし、「君安」と「申華」の訴訟によれば、現行「会社法」は、取締役会の権限と利益をめぐる大株主と少数株主の間の利害を調整すること、および会社の経営者に対する監査メカニズムを確立することに対し、全く無力であることが露呈された。具体的に言えば、現在中国の株式会社の企業統治に関する法規定には、以下のような欠陥が存在している。すなわち、国家株の株主としての権利を行使する代表を、なかなか確定できない。権利と義務が均衡していない。少数株主の利益の保護が不十分である。取締役会は監督の役割を果たしていない。監査役会は監督の役割を十分に果たしていない。株式会社を牽制する証券市場の監督メカニズムが働かない。これらの諸問題のうち、最も深刻なのは、会社に対して株主の支配力が弱いことである²⁶。したがって、「会社法」におけるこれらの問題、特に少数株主の利益保護が足りず、会社に対する株主の支配力が弱いという問題をいかに解決し、それらを補強する措置として、いかに株主代表訴訟制度を改善させるかは、中国の法学界において最も注目を集めているもう一つの重要な課題である。現行「会社法」においては、株主代表訴訟制度に関連のある規定として、第111条しか置かれていない。そのうえに、その適用範囲は極めて限定的であるため、司法実務において、株主権の保護はまだ不十分である²⁷。ある学者が指摘している通り、“訴訟可能性に欠けている法律は飾り物同然の“紙上の空文”である”²⁸。したがって、中国の法学界においては、「会社法」に株主の直接訴訟提起権または間接訴訟提起権を設けるべきことについて、共通の認識が得られている。

ほかに、「会社法」においては、民事責任制度に関する規定が非常に少なく脆弱なため、今後、利用可能な民事賠償責任を追及するメカニズムを作り、会社の取締役、監査役、総経理など会社の管理役の義務違反行為に対して民事責任を追及する制度を設けることが課題である²⁹。会社の登録資本制度に関して、学者の多くは有限責任会社は“折衷資本制度”を、株式有限責任会社は“授權資本制度”を実現すべきであると、主張している³⁰。しかし、“ワンマン会社”の制度を採用するか、法人格否認の法理を採用するかをめぐっては、見解が分かれている。これらの課題は、いずれも中国の法学者、立法機関および司法機関が真剣に取り組んで解決を図るべき問題である。今後、改正される会社法は現行の「会社法」から大きく改善されることが期待されよう。

3. 「独占禁止法」の制定

「破産法」の改正と同様に、「独占禁止法」もなかなか成立に至らなかった。全国人民代表大会財政経済委員会によれば、「独占禁止法」草案の制定は、1994年既に第八期全国人民代表大会およびその常務委員会の立法計画に組み込まれ、国家経済貿易委員会と国家工商行政管理局によって起草されはじめた。当該草案は、内容が多方面に関連しているため、第八期全国人民代表大会およびその常務委員会の期間中に採択されなかった。その後、「独占禁止法」の起草は、引き続き第九期全国人民代表大会およびその常務委員会の立法計画に組み込まれた。現在、独占禁止法の草案要綱が公表されているところである³¹。

歴史的な原因により、中国の独占禁止法における主な課題は、行政独占の問題をいかに解決するかである。行政独占の問題を有効に予防し、確実に抑止するためには、列挙方式によって行政的競争制限に関する行為を明確化し、行政的競争制限行為の法的効果は、独占禁止の主務官庁が公布した禁止命令に従うものとするのが考えられる³²。しかし一方で、論理的に考えれば、かつ実務から見れば、行政的な独占と経済的な独占を区別する根拠はどこにもないという見解も存在する。中国の独占禁止法は、最初から行為主体による制限を受けるべきではなく、市場および競争に要請された客観的な要求に応じて、いかなる主体による競争規制行為も一律に規制し、それと同時に、各種の主体のために十分、かつ平等な救済措置を講じるべきである。この意味においては、中国の独占禁止法は、規制すべき競争制限の行為に関して、主として独占協定、独占的企業、実力濫用および不公正待遇をその規制対象に収めるべきである³³。

中国の独占禁止法におけるもう一つ重要な課題は、独占認定基準をいかに設定するかである。中国では、WTO加盟を控えており、WTOに加盟すると、西側諸国の超大型企業からの圧力を受けることとなる状況のもとでは、中国の独占禁止法は、自国の企業の利益をいかに保護するかを考えざるを得ない。すなわち、中国は、独占認定基準を設定するに当たって、規制を若干緩和することも考えられる。しかし、他方で、独占認定の規制を緩和すると、中国の国内市場は競争メカニズムに欠けがちとなるという問題がもたらされかねず、そうすると自国の企業の成長が悪影響を受けることとなる。この問題を解決するためには、二つの方法が考えられる。一つは保守的なモデルである。すなわち、関連した市場シェアを市場における支配的地位を認定する主な基準にして、企業が市場における支配的地位を濫用する行為を禁止する。もう一つは、急進的なモデルである。すなわち中国の独占禁止法の制定は、市場の効率性を求めることに重心を置き、企業自身の収益性の向上および社会的な資源配分の効率性の向上に資するか否かを基準にして、企業の結合（合併）を許すか否かを判断する。これによって、中国で超大型の企業集団が生まれるための道が開かれる³⁴。

現実においては、中国の独占禁止法におけるこれら二つの問題の解決は、単なる学術上の問題ではない。ある意味においては、結局、利益争奪と政策との均衡をいかにとるかが問題である。

4. 「金融監督法」の制定

1997年アジア金融危機が発生したにもかかわらず、中国の金融市場および人民元貨幣は価値の安定性を保ち続けた。とはいえ、中国政府および法学研究者は金融危機によって大きなショックを受けた。1998年12月に閉幕された中央経済工作会議においては、金融監督の法整備を急ぎ、金融リスクを有効に予防し、解消するメカニズムを作るという方針が決められた。第九期全国人民代表大会常務委員会は、改めてその立法計画を強調した³⁵。

中国では、「金融監督法」の制定において最も注目されている課題は、今後の金融監督、金融危機防止対策のメカニズムにおいて行政府による介入をいかに設定し、把握するかということである。中国金融システムの特異性、および金融危機から見事に免れたことを根拠に、多くの人々は今後の中国の金融監督、金融危機防止対策のメカニズムについて行政介入主導型をとるべきであると考えている。しかし、ある学者が鋭く指摘しているように、政府による過度の介入があると、経済危機および金融危機の発生が有効に予防され、解消されず、逆にそれらの危機の発生が助長され、推進されるのみである。行政の腐敗、行政の非効率性、行政の不透明性（行政のブラックボックス）それ自体は、金融不安のもとであり、過度の審査権限の強調および行使はそれ自体が金融リスクである。今後、中国の金融監督管理体制については、国有独資の商業銀行および国家が支配株主の位置を占めている商業銀行に対して、強制担保貸付制度を全面的に導入し、商業銀行、証券会社、証券投資基金およびその他の金融機関の経営者および従業員の義務および責任を強化すべきである³⁶。

近年、金融派生商品などの新たな金融商品によって、金融機関および金融市場の構造について大きな変化がもたらされた。これらの変化にいかに対応していくかも中国の金融監督法が真剣に取り組むべき課題の一つであろう。ある学者は、新たな金融商品が続出しているため、中国の金融監督管理体制は、従来の分散化や多重化から総合的、かつ統一的な体制へと移行すべきである。当局の監督管理方式は、金融機構に対する監督管理から金融機能に重心を置いた監督管理を施す方式へ移行し、監督管理基準に関して資本に対する監督管理からリスク監督管理へ移行すべきである。そして金融機関の内部管理を強化し、情報開示制度を強化し、金融監督管理プロセスの規範化および全過程化（原語：全程化）を目指すべきである³⁷。その他、長い目でみれば、経済および金融の自由化、グローバル化が定着しつつあり、そのなかで金融の自由化およびグローバル化を推進するとともに、国際金融にともなった金融リスクをいかに有効に解消するかは、中国が

「金融監督法」を制定する際に真剣に取り組むべき課題であろう。

(二) 全体の評価

今日における中国の企業金融法制の発展について言えば、以下に挙げる幾つかの問題を避けて通ることができない。

第一に、法整備の後進国として、「法制度導入」の過程において常に中国の実情を直視することと「先進国を追いかける」との関係を、いかに調整するかの問題が存在している。法律は、単なる文字のルールではない。近代および現代における西洋の法制度も必ずしも世界中で通用しうる「普遍的真理」ではない。一国の法律制度は、あくまでもその国の伝統や文化、社会的経済構造、個別的な利益団体による利益争奪および妥協など多くの要素が相互に影響し合い、作用し合うことによって生まれたものである。したがって、中国の実情と「先進諸国の法制」との間に最適な結合点をいかに見出すかは、中国法の発展段階において解決しなければならない重要な課題である。

第二に、制度設計の上でいかに理想的な案であっても、現実における利益争奪に抵抗しきれないゆえに、最終的には折衷、調和的な産物になってしまう。1999年採択された「契約法」を例に上げれば、統一契約法を制定して従来の三つの契約法（「経済契約法」、「涉外経済契約法」、「技術契約法」）に取って代わる案は、最初から科学技術を管轄する行政部門である科学技術部（原：国家科学技術委員会）からの反対に遭遇した。結局、その反対意見は否決され、「技術契約法」が「契約法」に統合された。しかし、その“統合”は形式的なものにすぎず、実際には、もとの「技術契約法」に定められた条文は、内容的にはほとんど改正されることなく、「契約法」の各論に移転された³⁸。このような状況は、企業金融法制において特に顕著に現われている。それは、企業金融法制の分野において基本法律の制定や改正がなかなか採択されるに至らなかった原因の一つである。したがって、理想的な立法案と現実における利益争奪との衝突から最適な結果を求めることも、中国法の発展が直視すべき課題の一つである。

第三に、中国では、長期にわたって計画経済体制が実行されたため、市民社会の経験が乏しく、政府主導による経済体制改革のモデルが形成されたため、中国法の発展、特に企業金融法制における政府の位置付けをいかに確定するかは、難問の一つであり続けている。前述した問題がそれである。たとえば、行政的独占、企業破産における行政介入、会社法における国有企業の問題、金融法における国有商業銀行の問題などである。中国の企業法および金融法制を整備するためには、政府による介入と政府による積極的な参加を厳格に区別することが大いに必要であるし、政

府の演じる役を正確に定めなければならない。そうでなければ、中国における企業金融法制の今後の発展は相当に困難であろう。

第四に、交通や通信産業の発達にともなって経済グローバル化が進み、世界があたかも一つの“地球村”のように変わりつつある。グローバル化された市場体系が世界の隅々まで浸透している。いかなる国も他国との関わりなく独立して存在することができない。法律の分野において最も明確に現れているのは、数多くの国際条約や二国間の協定が一旦調印されると、調印国の国内法に収納されることである。また、各国の法律制度についての比較・交流が頻繁に行われ、国際取引や多国籍企業の数が急速に増加することによって世界の各国の法律制度が次第に同一化される傾向を見せている。とりわけ新たに現れた法律の分野においてはその傾向がもっと強い。同一化とは、ある意味においては、発展途上国が先進諸国の基準に従うことを意味しており、弱い国が強い国の「ゲームルール」を受け入れざるを得なくなるということである。このような衝撃に直面するに当たって、中国法の「開放」と「抵抗」との間に最も適切な均衡点を見出すことも今後真剣に解決すべき問題であろう。

これまで述べてきたのは、中国の企業・金融法制、さらに中国法全体の整備を行う際に真剣に取り組み、解決すべき課題である。これらの問題に対する解答は、中国が百年あまりの紆余曲折を経過した後、最終的に中国法制の近代化をいかに実現させるかに影響を及ぼすものであると言えよう。

おわりに 中国法発展の展望

前述のように、中国法の発展について言えば、取り組むべき課題や解決すべき難問が多く残されている。しかし、もし厳格な態度ではなくて、より寛容な態度で今日における中国法を見れば、百年近くの「曲折や反復」の歴史的な激動を経た後、ここ十数年の中国法整備は凄まじい発展を遂げたと、誇りをもって言えるのではないかと思う。十年も経過しない間に、中国は、既に憲法を中心とした中国独特の社会主義法体系の枠組みを作り上げ、中国の政治、経済および社会などの面において、「従う法律がある」という状況を基本的に形成することを実現した。中国法の発展は既に良好な軌道に乗りかかっていると信じている。

註

¹ たとえば、中国では1864年 - 1865年に「万国公法」が刊行された。1865年に日本で徳川幕府の開成所が刊行した「万国公法」は、中国のその「翻訳本」であった。高見澤磨「日本近代史概観 中日近代法史比較を合わせて」2000年8月に行われた華東政法学院での講演による。

² 清末、律の制定において日本の学者が果たした役割に関しては、“任達”〔アメリカ人名の中国語表記〕『新政革命と日本 中国：1898 - 1912』李仲賢訳（1998年、江蘇人民出版社）200 - 214頁。

³ 文中の法律は、特に注が付いていない限り、中国法をいう。

⁴ 第八期全国人民代表大会およびその常務委員会は、大会の期間中、法律および法律問題に関する決定の草案を、合わせて129件審議し、そのうち、前者を85件採択し、後者を33件採択した。その他、二国間または多国間の国際条約や公約および重要協定を60件批准した。田紀雲「全国人民代表大会常務委員会基調報告 1998年3月10日第九期全国人民代表大会第一回会議にて」『全国人民代表大会常務委員会公報』（1998年）63 - 74頁。

⁵ 田紀雲・前掲注（4）。

⁶ 「刑法」第二編の第三章は、8節にわたり合計92条で以下のように構成され、“社会主義市場経済秩序破壊罪”について定めている。すなわち、「刑法」の第140条から第231条までは、虚偽・劣悪商品生産または販売罪（第140条 - 第150条）、密輸罪（第151条 - 第157条）、会社・企業管理秩序妨害罪（第158条 - 第169条）、金融管理秩序破壊罪（第170条 - 第191条）、金融詐欺罪（第192条 - 第200条）、税収徴収管理危害罪（第201条 - 第212条）、知的所有権侵害罪（第213条 - 第220条）、市場秩序攪乱罪（第221条 - 第231条）。

⁷ 第九期全国人民代表大会およびその常務委員会は、ここ2年間、すでに法律および法律問題に関する決定を合わせて57件採択した。全国人民代表大会およびその常務委員会は、改革開放政策が実施されてから今日に至るまでの20年間で、法律を271件、法律問題に関する決定を113件、計384件審議・採択した。李鵬「中国独特の社会主義法律体系の構築に努力せよ」解放日報2000年11月3日。

⁸ 解放日報の記事によると、2000年11月2日に閉幕された全国人民代表大会常務委員会立法会議において、李鵬は、社会主義市場経済体制を構築するための立法作業については、財産関係、信用関係、契約関係、金融活動および国有資産管理のほかに、社会保障、情報通信産業、西部開発およびWTO加盟などに関連する立法作業、ならびに社会主義民主政治や政治体制改革や行政改革を推進するための立法作業を急ぐと強調している。

⁹ 新しい中国が成立してから今日に至るまでは、民法典の起草作業は四つの段階を経ている。すなわち、1956年、1963年、1979年 - 1984年および現在である。1956年の作業は、後の「反右派運動」によって中断され、1963年の作業も途中で中止となった。3回目の作業は、民法典の草案が作成されるには至ったが、結局、1986年に「民法通則」の公布に終わった。何勤華 = 殷嘯虎『中華人民共和國民法史』（1999年、復旦大学出版社）28頁。

¹⁰ 全国人民代表大会常務委員会委員長の李鵬は、今期の全国人民代表大会では、民事主体、物権、債権、知的財産、婚姻家庭などの単独で公布されている法律をもとに、その任期中に何とか比較的完備した民法典を公布するべく努力している。李鵬「全国人民代表大会常務委員会基調報告 2000年3月9日第九期全国人民代表大会第三回会議にて」『全国人民代表大会常務委員会公報』（2000年）139 - 148頁。

¹¹ 革命根拠地の法整備の歴史を考察すれば、婚姻法の立法成果が特に顕著である。新しい中国が成立した後、ソ連から法制度を全面的に取り入れた。婚姻法の法体系については、民法典から独立されたというソ連の法体系をそのまま受け継いだ。現在、中国では、「婚姻法」の改正が本格的に行われている。しかし、その法体系については、見解が分かれている。従来通り、「婚姻法」はこのまま将来も民法典から独立させるべきであると主張する見解がまだ根強い。したがって、「婚姻法」が将来の民法典に編入されるか否かはまだ未知である。

¹² この章は以下の四節から構成されている。一般規定（第30条 - 第42条）、証券上場（第43条 - 第57条）、情報継続開示（第58条 - 第66条）、取引禁止行為（第67条 - 第77条）。

¹³ 張開平「構造証券投資の長期予期 「証券法」に関する評価」中国工業経済1999年2号。

¹⁴ 鄭少華＝馬洪「『証券法』の欠陥分析」法学（1999）4号、46 - 56頁。

¹⁵ 全国人民代表大会財政経済委員会は、1993年7月に「先物取引法」の起草作業を始め、1996年に「先物取引法」の草案を作成し、そして全国人民代表大会常務委員会委員長會議に提出した。しかし、先物取引に関する管理体制は変動が大きいため、その草案はすぐに成立されるに至らなかった。現在、その草案の改善を急いでいるところである。「代表が第九期全国人民代表大会の第一回會議主席団に提出した議案の審議に関する全国人民代表大会財政経済委員会の報告」『全国人民代表大会常務委員会公報』（1998年）569 - 577頁。

¹⁶ 姚振炎「『中華人民共和國獨資企業法』（草案）に関する説明」『全国人民代表大会常務委員会公報』（1999年）419 - 1423頁。

¹⁷ 劉文華「1999年經濟法學研究的回顧および展望」法學家（2000）1号、66 - 74頁。

¹⁸ 李鵬・前掲注（10）。

¹⁹ 改正案の第二条は次の通りである。すなわち“ハイテクに属する株式有限会社については、発起人が工業所有権および非特許技術を換価して出資する金額が会社の登録資本に占める比率や、会社が新株を発行したり、株式上場を申請する際の条件は、國務院が別途規定する”。國務院法制弁公室主任の楊景宇は、「『中華人民共和國会社法改正案（草案）』に関する説明」において、今回の改正の主旨は、ハイテク産業における株式会社の株式上場に関して、会社の発起人が工業所有権および非特許技術をもって出資する金額が会社の登録資本に占める割合、および会社の新株発行および株式上場の申請に関わる条件について若干緩和するということであると述べている。楊景宇「『中華人民共和國会社法改正案（草案）』に関する説明」『全国人民代表大会常務委員会公報』（1999年）781 - 784頁。

²⁰ 張捷「新『會計法』會計管理上の重要な突破」遼寧師範大學學報（社会版）（2000）2号、32 - 33頁。

²¹ その主な内容は、試行されている11の都市に対して銀行による破産否決権が付与され、破産財産が優先して従業員の再配置に当てられることなどである。このような措置をとる主旨は破産企業の従業員の再配置の問題を解決するためであるが、これらの措置は立法主旨に合致するものではない。それゆえに、措置の実施効果から見れば、これらの措置は、あたかも“犯罪を教唆しており”、“破産詐欺”を奨励しているようであるという学者の厳しい批判も見られている。曹思源「現行破産法の改正について」開放時代（広州）（1999）1号93 - 97頁。王欣新「債権者保護と破産企業従業員の再配置」人民法院報（北京）2000年6月3日。「若干の都市における国有企業破産の試行問題に関する國務院の通知」（1994年）、「若干の都市における国有企業合併（兼並）破産および従業員再就職の試行問題に関する國務院の補足通知」（1997年）。

²² 「代表が第九期全国人民代表大会の第二回會議主席団に提出した議案の審議に関する全国人民代表大会財政経済委員会の報告」『全国人民代表大会常務委員会公報』（1999年）631 - 637頁。

²³ 王中元＝劉春旭「規範破産についての見解」河北法学（2000）1号、96 - 99頁。

²⁴ この判例に対する評釈については、方流芳「国有企業の法定代表者の法的地位、権限および利害衝突」比較法研究（1999）3号、4号、419 - 438頁。

²⁵ 許峻「“勝利”の争いはまだ終わっていない」上海証券報2000年4月3日。

²⁶ 崔勤之「我が国の会社統治機構の法理的分析」法制と社会発展（長春）（1999）2号、13 - 18頁。

²⁷ 条文は次のように定めている。“株主總會または取締役会の決議が法律または行政法規に違反して株主の適法な権利および利益を侵害する場合は、株主は、裁判所に対して当該違法行為および侵害行為の差止めを請求する旨の訴えを提起する権利を有する”。この規定には二つの問題点が残っている。第一に、違法な決議ではあるが、直接には株主の適法な権利および利益を侵害するものではなく、株

主が訴訟を提起する権利を有しない。第二に、株主が訴訟を提起できるのは違法行為および侵害行為の差止めを請求する場合に限られている。損害が発生したとしても、損害賠償を請求する権利を有するかは明確ではない。顧功耘「会社法の全面改正に関する若干の意見」法学(2000)4号、47 - 49頁。

²⁸ 劉武俊「訴訟可能性:法律本文の焦点 会社法の立法改善について」法制日報2000年6月28日。

²⁹ 郭鋒「会社法改正に関して民事責任制度を強化すべき」法制日報2000年6月28日。

³⁰ 顧功耘・前掲注(27) 王保樹「会社法改正における若干の問題」法制日報2000年6月28日。

³¹ 前掲注(22)。

³² 王曉曄「法律に従った行政的競争制限行為の規制」王曉曄編『独占禁止法と市場経済』(法律出版社、1998年)。

³³ 史際春「中国の独占禁止法の概念および対象に関する二つの基本問題」王曉曄編『独占禁止法と市場経済』(法律出版社、1998年)。

³⁴ 劉文華ほか「1998年経済法学的研究の回顧および展望」法学家1999年1号、2号68 - 77頁。

³⁵ 李鵬・前掲注(10) 李鵬・前掲注(7)。

³⁶ 劉俊海「金融危機の法的防止」中国法学(1999)2号、100 - 110頁。

³⁷ 陸澤峰『金融創新と法律変革』(法律出版社、2000年)。

³⁸ 梁慧星「契約法の成功と不足(上)」中外法学(1999)6号、13 - 27頁。謝懷軾「『契約法』について思う若干の問題」法学家(1999)3号、69 - 70頁。